

1) 基本指針

医療の現場では、医療従事者の不注意が、単独であるいは重複したことにより、医療上望ましくないことを引き起こし、患者様の安全を損なう結果となりかねない。患者様の安全を確保するために、医療従事者の不断の努力が求められている。さらに、日常医療活動の過程にいくつかのチェックポイントを設けるなど、単独の過ちを防ぎ医療事故というかたちで患貴様に実害が及ぼすことがないような仕組みを院内に構築することが重要である。

本指針は、このような考え方の基に、康心会伊豆東部病院全体の組織的な事故防止対策を押し進めることにより、医療事故を無くし、患者様が安心して安全な医療を受けられるよう環境を整えることを目標としたものである。

医療は本来、完全に安全なものでなくてはならないが、実際の医療現場では、多くのリスクをはらんでいる。したがって私たちは、全ての医療行為において、常に緊張感と危機管理意識を持ち、安全で質の高い医療サービスを提供できるよう、務めなければならない。

2) 安全管理体制

1. 医療安全管理対策委員会

本院内における医療安全管理対策を企画、実施するために医療安全管理対策委員会を設置する。

2. 医療事故対策委員会

医療安全管理対策を実行あるものとするために、医療安全管理対策委員会に医療事故対策委員会を設ける。

3. リスクマネージャー

インシデント、アクシデントの詳細な把握、検討、防止策を立案するため各部署にリスクマネージャーをおく。

医療安全管理対策委員会で決定した事故防止および安全対策に関する事項の所属職員への周知徹底する。

4. 医療安全対策マニュアル

必要に応じて担当各部署のリスクマネージャーは、部署独自の安全マニュアルやチェックリストを作成し、各部署職員全員に周知する。

マニュアルは、作成、改訂の都度、医療安全管理対策委員会に報告する。

5. 本指針の取り扱い

医療安全対策委員会は、少なくとも毎年1回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ検討するものとする。

本指針の改正は、医療安全管理対策委員会の決定により行う。

本指針は、患者様およびその家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。